

# 函館市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正（案）の概要

## 1 改正の趣旨

市では、増加傾向にある空き家等の適正な管理により、市民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保全することを目的として平成25年9月に制定されました「函館市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、必要な措置を講じているところです。

このような中、国においては、空き家問題が全国規模で深刻化してきている状況を踏まえ、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）を制定し、本年5月26日に全面施行したところであります。

このたび、この特措法の施行に伴い、条例の関係規定を整備する必要が生じたことから、その一部を改正しようとするものです。

## 2 改正（案）内容

- (1) 条例の題名を「函館市空家等の適切な管理に関する条例」に改めます。
- (2) 条例中、用語の「定義」、空き家の「調査」、危険空き家の所有者等に対する「助言および指導」・「勧告」・「措置命令」、命令に従わない場合の「公表および標識の設置」、「代執行」に関する規定については、特措法に移行するため削除します。

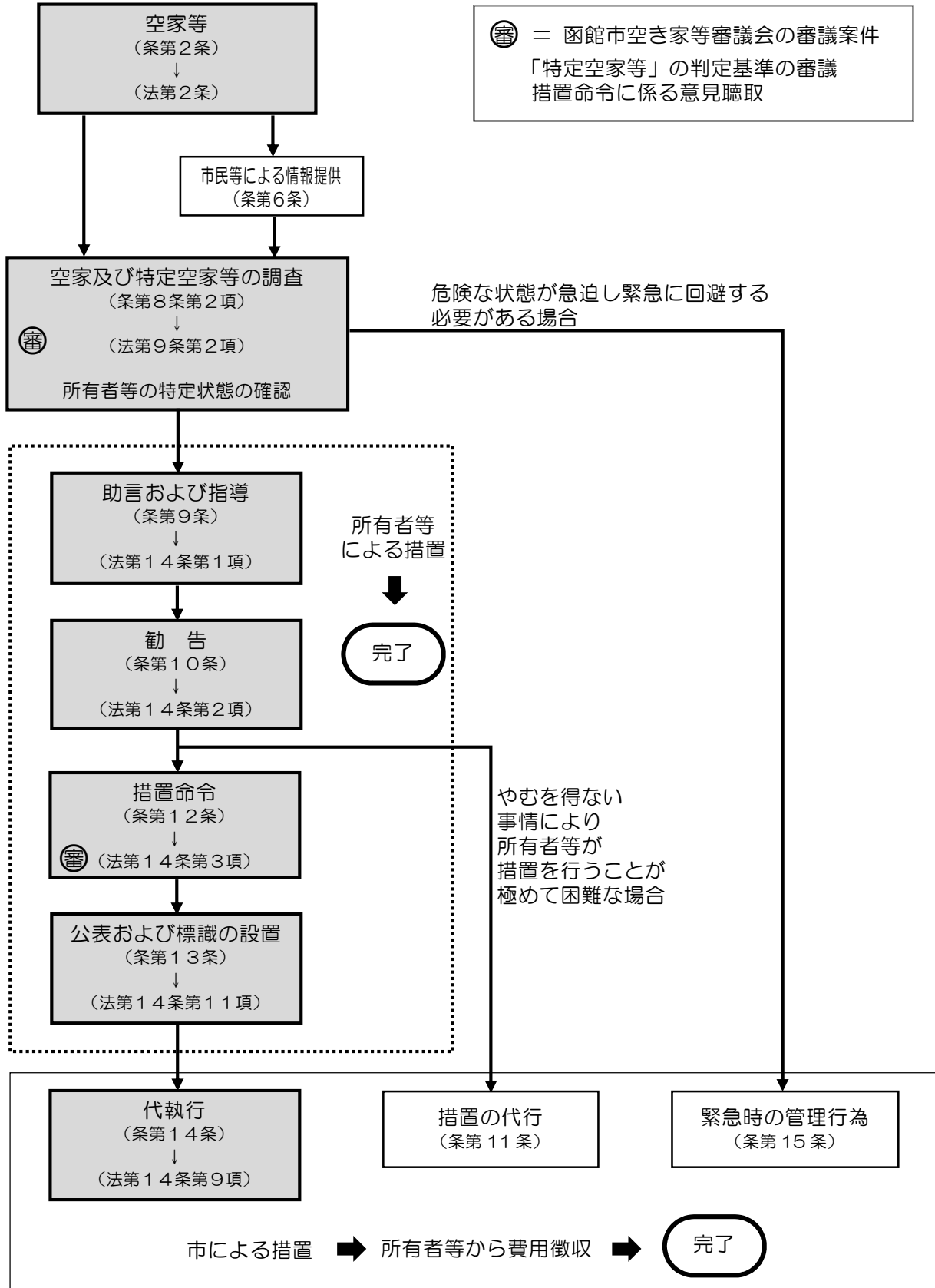
なお、是正勧告を受けた所有者がやむを得ない理由で措置ができない場合、市長が代わって行う「措置の代行」および危険を回避するために市長が必要最低限度の行為を行う「緊急時の管理行為」に関する規定については、特措法に定めがないため現行のままとします。

- (3) その他、特措法との整合を図るため、文言等を改めます。

## 3 改正の時期

この改正条例は、平成27年第4回市議会定例会に議案を提出し、議決後、公布および施行を予定しています。

[条例改正に伴う措置等の流れ]



凡例

- は、条例から特別措置法に移行し削除するもの
- は、特別措置法に定めがないため現行のままとするもの